

五所川原市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

令和7年4月18日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を実施するにあたり、五所川原市が予算の範囲内において耐震診断を行う建築士等を派遣し、診断を行うことにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図り、もって震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

木造住宅の地震に対する安全性を評価すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シート（等）によるものに限る。）をいう。

(2) 耐震診断員

建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、五所川原市内に在し、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、同年6月以降増改築していないこと。

(2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）で地上階数が2以下であること。

(3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。

(4) 現に所有していること。（相続されていないものは除く。）

(5) 原則として、延べ床面積が200平方メートル以下であること。

（200平方メートルを超える場合は、400平方メートルを上限とし、申込者負担の増額で対応する。）

(6) 建築基準法に違反していないこと。

(申込手続)

第4条 この要綱に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者で市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者（当該対象住宅が共有に係るものであるときは、当該共有構成員のうち1人をいう。）は、構造的に独立した棟ごとに、五所川原市木造住宅耐震診断員派遣申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込むものとする。

- (1) 建築確認年月又は建築竣工年月が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 建築確認通知書又は完了検査済証の写し
 - イ 登記簿謄本（建物）又は登記事項証明書（建物）の写し
 - ウ 最新の固定資産税課税明細書の写し
- (2) 申込者の住民票抄本及び最新の市税等に滞納がないことの証明書の写し
- (3) 案内図、各階平面図（概略でも可、建築確認申請図面等があればその写し）
- (4) 2面以上の外観写真

（派遣の決定）

第5条 市長は、前条の申し込み内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、その旨を五所川原市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の五所川原市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

3 市長は、審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を五所川原市木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書（様式第3号）により対象者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第6条 派遣対象者は、五所川原市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受けた後において耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに五所川原市木造住宅耐震診断員派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の派遣の決定を取消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
 - (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取消したときは、その理由を付して、五所川原市木造住宅耐震診断員派遣決定取消し通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣に要する費用）

第8条 耐震診断員の派遣に要する費用は、別表に定める額とし、市長は消費税及び地方消費税相当額を含め136,000円を上限として負担し、派遣対象者は別表の「派遣対象者負担額」欄の金額を負担するものとする。

2 派遣対象者は、第5条第1項の規定による五所川原市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受理した後、前項に規定する派遣費用を耐震診断実施前までに市長へ支払うものとする。

（業務の委託）

第9条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

2 この要綱に基づき当該事業に関する業務を委託できる事業者は、耐震診断員を有する建築士法第23条の規定に基づく登録をした建築士事務所又は、建築関係公益法人である建築士法第27条の2の規定に基づく指定法人とする。

(診断結果の通知)

第10条 耐震診断の結果は、五所川原市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（様式第6号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣対象者に対する助言)

第11条 市長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言を行うことができる。

(耐震診断員等の責務)

第12条 耐震診断員及び当該業務の関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要的診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

(補則)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	延べ面積	派遣費用 総額	公的負担 限度額	派遣対象者 負担額
耐震診断	200平方メートル以下	147,000円	136,000円	11,000円
耐震診断	200平方メートルを超える 250平方メートル以下	168,000円	136,000円	32,000円
耐震診断	250平方メートルを超える 300平方メートル以下	189,000円	136,000円	53,000円
耐震診断	300平方メートルを超える 350平方メートル以下	211,000円	136,000円	75,000円
耐震診断	350平方メートルを超える 400平方メートル以下	232,000円	136,000円	96,000円

※ 上記金額は、すべて消費税及び地方消費税相当額を含む。

様式第1号（第4条関係）

五所川原市木造住宅耐震診断員派遣申込書

[別紙参照]

様式第2号（第5条関係）

五所川原市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書

[別紙参照]

様式第3号（第5条関係）

五所川原市木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書

[別紙参照]

様式第4号（第6条関係）

五所川原市木造住宅耐震診断員派遣辞退届

[別紙参照]

様式第5号（第7条関係）

五所川原市木造住宅耐震診断員派遣決定取消し通知書

[別紙参照]

様式第6号（第10条関係）

五所川原市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書

[別紙参照]